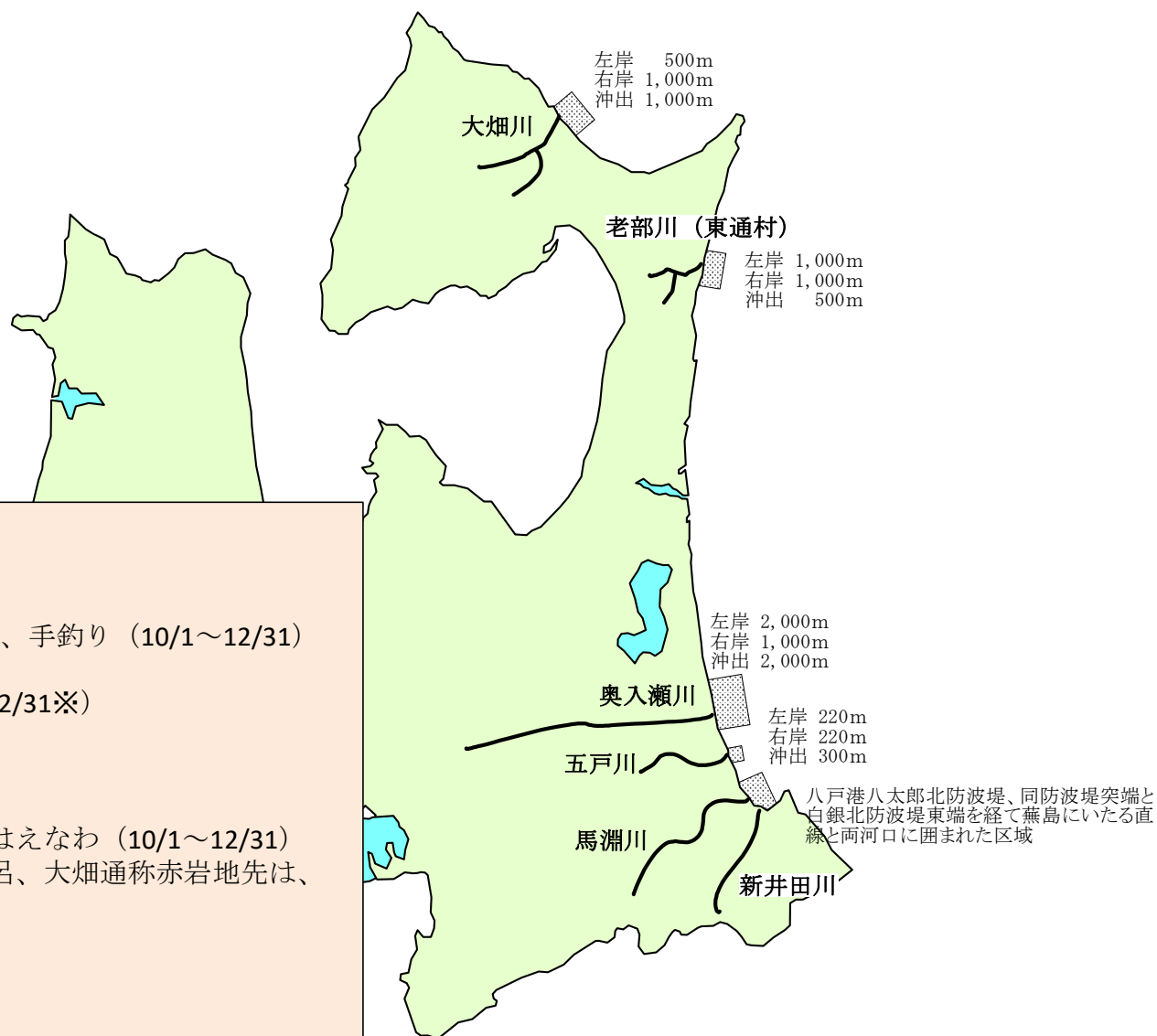


令和8年度東部海区管内のさけ漁業規制海区漁業調整委員会指示



※東部管内

一 河口付近における操業の制限

- 1 五戸川、奥入瀬川、老部川 (東通村)、大畑川
小型定置、固定式さし網、はえなわ、さお釣り、手釣り (10/1~12/31)
- 2 新井田川、馬淵川
小型定置、固定式さし網、はえなわ (12/11~12/31※)
※10/1~12/10は漁業調整規則第41条で禁止。
さお釣り、手釣り (10/1~12/31)

二 沿岸域における操業の制限

- 1 海岸線から250メートル以内 固定式さし網、はえなわ (10/1~12/31)
- 2 海岸線から200メートル以内 小型定置 (下風呂、大畑通称赤岩地先は、水深7メートル以浅) (10/1~12/31)

(参考)

さけはえなわ漁業の操業の禁止 (8/1~翌年2/末日)
(別途委員会指示発動済み)